

京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付申請書 書類チェックリスト

戸建住宅又は賃貸共同住宅に該当する場合、以下の1から10までの書類の送付をお願い致します。

- 1 京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付申請書（第1号様式）
- 2 太陽光発電システム設置に係る景観手続完了報告書（第2号様式）（景観の保全に関する法律及び条例に基づく住宅用太陽光発電システムの設置に係る許可及び認定の申請並びに届出の要否について京都市都市計画局都市景観部市街地景観課及び風致保全課と確認し、作成したものを追加）
- 3 申請者の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（申請日前3箇月以内に取得したものに限る。）
分譲共同住宅の管理組合又は自治会等による申請のときは、代表者の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（申請日前3箇月以内に取得したもの）。管理組合又は自治会等が法人のときは、登記事項証明書をもって替えることができる（申請日前3箇月以内に取得したもの）。
- 4 付近見取図（都市計画図縮尺2,500分の1程度に住宅一軒ごとの状況がわかる地図）
- 5 機器購入を証する書類の写し（売買契約書又は工事請負契約書等。ただし、助成対象システムの設置に係る経費内訳が明確でない場合は、併せてこれを確認できる書類を添付する。）
- 6 太陽光発電システムの設置状態を示す以下の(1)から(3)までのカラー写真をすべて添付する。
 - (1) 太陽電池モジュールが設置されていることを確認できる住宅の全体写真
 - (2) 太陽電池モジュールが設置された屋根の部分が分かる写真（設置された太陽電池モジュール枚数が確認できるもの。写真により全ての枚数が確認できない場合は、モジュールの配置枚数、屋根との位置関係が分かるシステム配置図（立面図、伏図等）を添付する。）
 - (3) インバータの製造番号が確認できる写真
- 7 電力会社との電力受給契約書の写し
- 8 対象システムの設置に係る建物の登記事項証明書又は固定資産評価証明書等、当該建物の所有を証明する書類（申請日前、3箇月以内に取得したもの）。なお、申請者と当該建物の所有者が異なるときは、賃貸借契約書の写し及び当該賃貸借契約を締結した貸主の承諾書等、対象システムの設置に関し当該建物所有者の同意を証明する書類を併せて添付する。
- 9 設置前に手続を済ませた京都市眺望景観創生条例、京都市市街地景観整備条例、京都市風致地区条例その他景観に関する法令の規定に基づく許可書等の書類の写し
（新築の場合は、建築基準法に基づく確認済証の写し及び検査済証の写しを追加）
- 10 京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付事務手続代行届（第13号様式）

分譲共同住宅又は集会所に該当する場合、上記1から10までの書類に加え、以下の書類の送付をお願い致します。

- 11 管理組合又は自治会等の規約の写し
- 12 管理組合又は自治会等で対象システムの設置について承諾されたことを示す書面等